

新型コロナウイルス感染症対策

～令和5年5月8日以降の対応について～

飯塚市立庄内中学校

【感染症対策の基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、学校教育活動の継続を前提とした上で、新型コロナウイルス感染症を含むインフルエンザ等の学校指定感染症の感染拡大を防止するための対策に取り組んでいく。

まずは、感染症が落ちついている平時においても、生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の日常の手指衛生の指導を継続し、地域や校内において感染症が流行している場合には、必要に応じて、活動場面に応じた感染対策を一時的に検討することとする。

その際、感染症対策を講じたとしても、感染リスクはゼロにならないことを全職員、生徒が理解した上で、感染者が確認された場合は、教育委員会と連携し適切に対応していく。

1 今後の対応について

(1) 感染が確認された生徒に対する出席停止の期間

生徒の感染が確認された場合、発熱した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまでを基準とする。(ここでいう「軽快」とは、従来の社会一般における療養機関の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。)

なお、感染しても、無症状の生徒に対する出席停止の期間は、検査を行った日から5日間を経過するまでとする。

※「発症した後5日間を経過」や「症状が軽快した後1日」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から換算する。

(2) 出席停止後の対応

出席停止から10日間を経過するまでは、学校生活において当該生徒に対しマスクの着用を推奨する。その際、必ず保護者に確認をとることとする。

※生徒の間で、感染の有無やマスク着用の有無によって差別や偏見等が生じないように指導を行う。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の証明書等の取得に対する配慮

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒が、出席停止期間を経て登校するにあたっては、陰性証明等の書類の提出は必要ない。

(4) 濃厚接触者の取り扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われず。これまで濃厚接触者として特定されてきた生徒についても、今後は行動制限や保護者への確認等も行わない。

※同居している家族に感染が確認されても、直ちに出席停止の措置の対象とはならない。

※学校で感染が確認された生徒と接触があった生徒のうち、感染対策を行わず飲食（給食等）を共にした生徒も直ちに出席停止の措置とはならない。

（５）感染が不安で学校を休ませたいと相談があった生徒の取り扱いについて

同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいる生徒など、合理的な理由があると校長が判断した場合には、これまで同様、「非常変災等児童生徒又は、保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席扱いとはしない。

よって、家庭から相談があった場合は、各担任レベルで判断することなく、必ず学年主任、管理職に報告すること。

※医療的ケアが必要な生徒は、主治医（かかりつけ医）の見解を確認の上、登校すべきでない判断した場合についても同様の扱いとする。

※医師の判断により、やむを得ず登校できない生徒については、タブレットを活用したオンラインでの授業参加を実施し、学習機会の保証を行う。また、課題等も ICT を活用して集約を行う。

（６）発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある生徒への対応。

朝の健康チェック時において、のどの痛み、頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には無理をして登校せず、自宅で療養することが望ましいことを生徒及び保護者に連絡する。

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状と区別することが困難であるため、軽微な症状があることを以て登校を制限することとはしない。

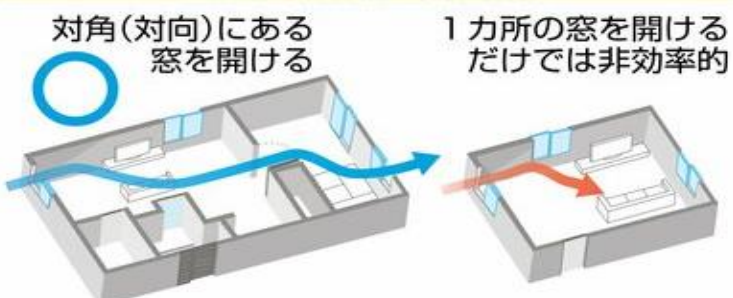
※生徒及び保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めるとはしない。（教職員も同様）

2 生徒への指導及び健康観察

（１）生徒の健康観察について

朝の検温は行わないが、校内での感染拡大を防止するために、生徒の健康観察は継続して実施する。具体的には、これまで同様、登校時に「健康チェックカード（別紙参照）」を用いた健康状態の把握を行って校舎へ入る。（詳細：p 3）

（２）換気の確保について



気候上可能な限り常時、困難な場合は授業終了後、5分程度、換気をする。

※p 4にも具体を記載。

5 健康観察の詳細について

(1) 目的

- ①新型コロナウイルスが5類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するとともに、生徒が安心して学校生活を送れるように朝の健康観察を行っていく。
- ②生徒が自分自身の健康状態を把握し、自己管理につなげていくとともに健康観察シートチェック時の声かけにより、生徒の様子を確認していく。

(2) 検温について

①5月20日まで

新型コロナウイルスが5月8日から5類感染症に移行し、検温の提出は不要になるが、5月20日（土）の庄内中学校の全生徒が体育会に参加することができるように引き続き検温を行う。

②5月23日から

生徒が体温を毎日提出する必要はないが、生徒の健康状態の把握は必要なため、新しい健康観察シートを使って、生徒の健康管理を行っていく。

令和5年 6月 健康観察シート

庄内中学校

年 組 氏名[_____]

症状の項目に○×をつけましょう！！

日付	症状の有無					印
	のど	咳	だるい	息苦しさ	頭痛	
1日(木)						
2日(金)						
3日(土)						
4日(日)						
5日(月)						
6日(火)						
7日(水)						
8日(木)						
9日(金)						
10日(土)						
11日(日)						
12日(月)						
13日(火)						
14日(水)						
15日(木)						

日付	症状の有無					印
	のど	咳	だるい	息苦しさ	頭痛	
16日(金)						
17日(土)						
18日(日)						
19日(月)						
20日(火)						
21日(水)						
22日(木)						
23日(金)						
24日(土)						
25日(日)						
26日(月)						
27日(火)						
28日(水)						
29日(木)						
30日(金)						

① 換気具体的な方法

廊下側と窓側を対角に開け効率よく換気を行う。窓を開ける範囲は10cm～20cm程度を目安とする。

② 常時換気が困難な場合

授業の合間（10分間休み）に、数分間の換気を必ず行う。窓は全開にすること。

③ 体育館のような広く天井の高い部屋

体育館、ランチルーム等も可能な限り換気に努める。冬場のような冷気が入り込むような季節においても、1時間に1度は窓を開け換気を行う。

④ エアコンを使用している部屋での換気

エアコンは、部屋の空気を循環しているだけで空気の入替えを行っていないことから、換気は必要である。1時間に1回、休み時間ごとに必ず廊下側と窓側の窓を開け換気を行うこと。（職員室も同様とする）

(3) マスクの取り扱いについて

生徒及び教職員に対して、着用を求めないことを基本とする。ただし、職場体験等、校外活動において医療機関や高齢者施設等を訪問する際には、マスクを持参させ着用させることもあり得る。（訪問先の指示に従う）

※基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない生徒もいる場合があるため、そういった生徒に着脱を強いる指導はしない。また、生徒間における着用の有無に関する差別や偏見がないよう指導する。

(4) 清掃活動の徹底

一般的な消毒の効果を期待するより、清掃によって清潔な空間を保ち、手洗いを徹底させる。清掃に加えての日常的な消毒活動は行わない。

※トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業は行わない。

※器具、用具や清掃道具など共用する物品については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行うよう指導を徹底する。

3 学校行事、各教科の授業、給食等の指導について

(1) 行事等

全校一斉で行う学校行事においては、学年ごとや学級ごとの開催としていたが、今後は全校一斉の形で行うことを基本とし、異学年や他学級との交流を図る。

(2) 給食

給食について、黙食の指導は行わない。ただし、大声や席を立つ等の最低限のマナーについては、平時同様に指導していく。(ランチルームの活用については、p.6参照)

(4) 各教科の授業について

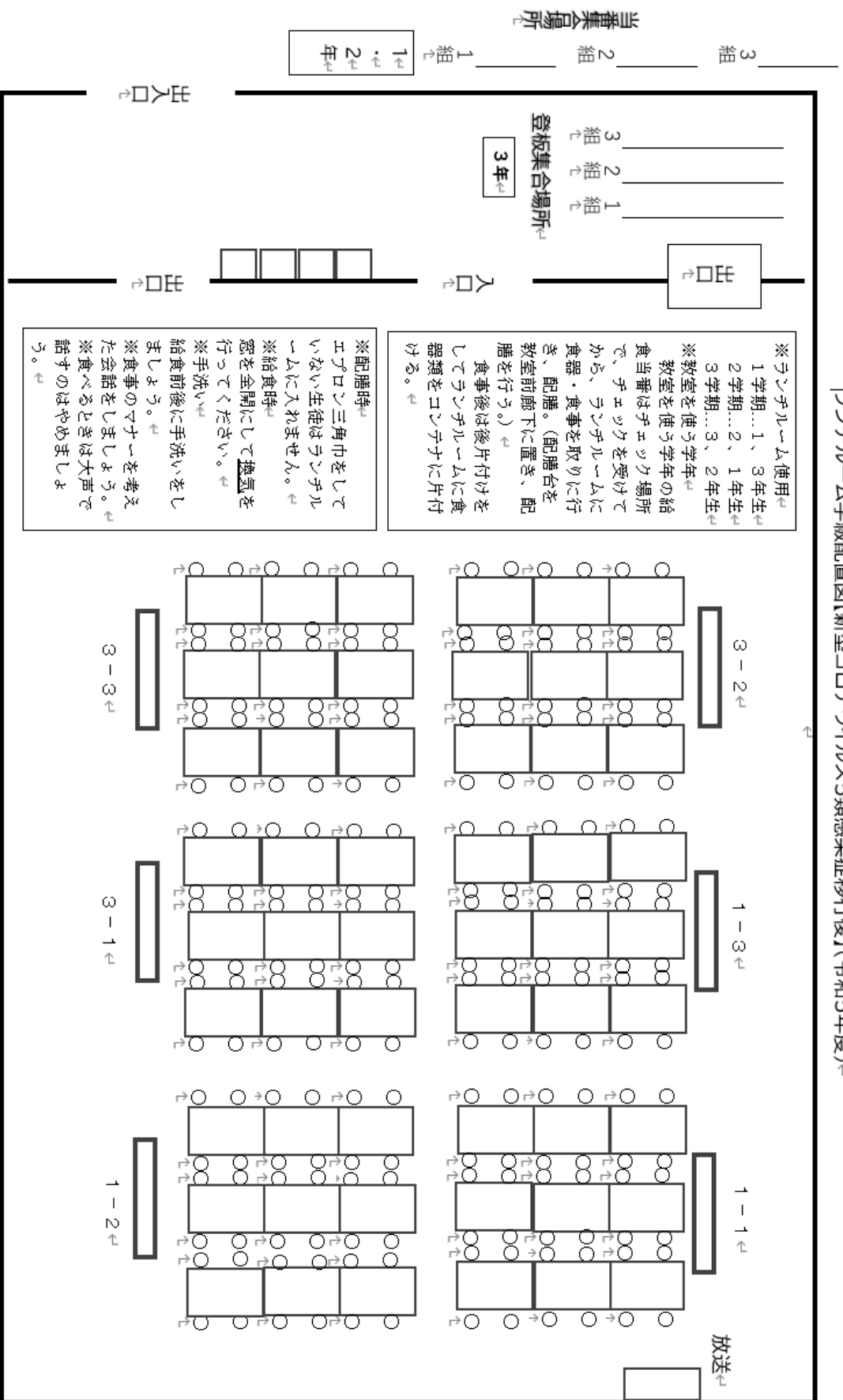
グループ学習や学級活動、生徒会活動での同学年や異学年による集団活動の機会を増やし、多様な他者とのかかわりの中で、自分と異なる価値観、考え方に多く触れる機会を増やす。

各教科の授業の行い方、細かな留意点については、下記のとおりとする。ただし市内や校区、校内での感染が流行している場合には、活動の場面に応じて、一時的に「距離感」「対面」「大声」での発声や会話は控えるよう指導する。

【コロナが5類になることを受けて、教室での授業等における対応について】

教科	新たに取り組めるようになること	感染対策をおこないつつ継続して取り組むこと
国語	音読、群読、スピーチ	班やグループでの小集団活動 手洗いの励行 オンライン授業
数学	積極的なペア活動(近距離での)	
社会	積極的なグループでの協議や交流活動	
理科	顕微鏡などの実験器具の共有	
英語	音読 これまでタブレットで聞いていたものを直接耳で聞く マスクを外しての、口元を見ながらの発音の仕方確認	
音楽	マスクを外した合唱練習(ただし至近距離・対面は不可) リコーダーの練習	
美術	マスク無しの自画像に取り組む 各種道具の共有	
保健体育	競技に応じてマスクを外すことを基本とする 水泳の実施	
技術	工具などの共有	
家庭科	調理実習の継続実施 マスク・手袋の着用 保育実習 受け入れ先の指示に従い、感染対策を実施する。	
総合的な学習の時間	校外活動(地域の調べ学習など) 職場体験(受け入れ先の拡大) 講演会(全校一斉での講師招へい)	
学活	身体接触をともなうエンカウンター	
サタデー スクール	自由な座席の選択 小集団での活動	

ランチルーム学級配置図【新型コロナウイルス5類感染症移行後】(令和5年度)



※6月からランチルームを2学年で使用する。

※全校生徒で給食を食べるのは、状況を見ながら検討していく。

4 部活動指導について

(1) 部活動時間

月	完全下校時刻
5月～10月	19:00
11月～4月	18:30

※1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、学校の休養日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動、指導を行う。

(2) 休養日

週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に活動（大会参加等）した場合は、休養日を他の日に振り替える）

(3) 部室内で更衣

部室等の利用については、人数の制限等は行わないが、換気を行い、短時間の利用とする。

(4) 遠征等について

練習試合や合同練習、遠征等は、地域の感染状況等を踏まえ、顧問のみで判断するのではなく、学校として責任をもって感染拡大の防止に留意する。

(5) 食事をとる場合

同じ部活動に所属する生徒等が食事する際は、食事前後の手洗いを指導するとともに、飛沫をとばさないよう注意する。